

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した 郡上市体育施設利用に関するガイドライン

(令和2年6月1日策定)
(令和2年7月1日変更)
(令和2年12月1日変更)
(令和3年1月14日変更)
(令和3年2月3日変更)
(令和3年3月1日変更)
(令和3年3月8日変更)
(令和3年8月27日変更)
(令和3年9月10日変更)

1. 基本方針

- (1) 郡上市の体育施設利用に際しては、感染症防止対策に責任をもつ「対策実施責任者」を選任し、引き続き感染症対策に万全を期すこと。
- (2) 集団感染の原因となり得る「3つの密（①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面）」を避けるよう、活動内容や方法を工夫すること。
- (3) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、一度に大人数が集まって密集する活動にならないよう十分留意すること。
- (4) 感染症防止対策が十分にとれない場合は、活動を見合わせること。
- (5) この他、郡上市教育委員会及び各競技団体等が定めた方針に沿って活動すること。
- (6) このガイドラインは、感染状況等の情勢変化により随時見直しを行うものとする。対策実施責任者は、郡上市ホームページ (<https://www.city.gujo.gifu.jp/>) 等で新たな情報を確認すること。

2. 感染症拡大防止対策に配慮した活動の具体策

(1) 実施体制

- ・施設使用前に健康チェックを行い、発熱や風邪症状がある場合には使用を見合わせること。
- ・利用者はマスクを持参し、スポーツを行っていないときや会話をする際はマスクを着用（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）し、飛沫対策を徹底すること。（マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、体温を下げにくくし熱中症の危険性があることから、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとるなど、無理をしないよう十分注意する。）
- ・日常的に感染症防止対策を徹底し、自身や他の利用者の健康・安全確保に特段の配慮をすること。
- ・感染者発生時における迅速な追跡のため、利用者を日ごとに記録しておくこと。
- ・不特定の来場者が考えられるような大会や行事等を開催する際は、「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用すること。

(参考) 岐阜県ホームページ https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/qr_keikai.html

(2) 密集対策

- ・短時間少人数での活動に努めること。
- ・施設の広さに応じた適切な人数となるよう留意すること。(対人距離が2m確保できる人数が目安)
- ・向かい合っでの発声や大きな声での活動、応援、互いに接近したミーティングを避けること。
- ・大会等で観客が入場する場合は、座席の前後左右を空け、利用者数は席数の1/2を上限とする。座席がない場合は、間隔を最低1m確保する。

(3) 密閉対策

- ・屋内の活動では、ドアや窓を広く開け、こまめな換気を行うこと。

(4) 密接対策

- ・休憩室等での懇談や茶話会を行わないこと。
- ・「近距離で組み合う、接触する場面」「近距離で発声を伴う活動」といった、感染リスクの高い行動は、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止も含め制限を検討すること。また、競技団体のガイドラインを参照するなどして、活動方法を工夫すること。

(5) 衛生対策

- ・石鹸で30秒以上の手洗いを徹底すること。
- ・使用後は、多くの利用者が手を触れる箇所やスポーツ用具の消毒を実施すること。(施設・物品の消毒には、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用(一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも可)する。なお、消毒液の噴霧については有効性・安全性が確認されていないことから、利用者がある空間では行わないようにする。)
- ・タオルや飲み物は各自で用意・管理し、共用しないこと。
- ・汗や唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉し、持ち帰って処分すること。
- ・トイレは感染リスクが比較的高いと考えられることから、事前に家庭で済ませておくこと。

3. 体育施設の使用制限等について

- (1) 次の施設は、9月13日(月)から9月30日(木)までの間は、施設の閉館時間を午後8時とする。・社会体育施設、学校体育施設(体育館、グラウンド、武道場、テニスコートなどすべての施設)、郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センター

- (2) 新規の市・県内外を含む対外試合や交流会での使用を不可とする。(公式試合は除く)

- (3) 指定管理施設の使用制限等

- ・郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センター、高鷲吼高原スポーツ広場の使用については、各施設の指定管理者等が定める方針に従うこと。

(問合せ先)

施設名	指定管理者等	電話番号
郡上市総合スポーツセンター	ドルフィン(株)	66-1100
やまと総合センター	NPO 法人スポーツフラッグ G	88-9090
高鷲吼高原スポーツ広場	郡上市スポーツコミッション	66-2131

4. 体育施設の使用制限について 9月30日以降の対応については、今後の状況により判断する。

区分		3/8 (月) ~	8/27 (月) ~ 9/12 (日)	9月13日 (月) ~ 9月30日 (木)
屋内体育施設	人数制限	収容人数の50%以内で使用可	収容人数の50%以内で使用可	収容人数の50%以内で使用可
	利用制限	利用終了時間 21:00 対外試合・交流会 不可 (※1) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)
屋外体育施設	人数制限	十分な間隔(2m) 確保で使用可	十分な間隔(2m) 確保で使用可	十分な間隔(2m) 確保で使用可
	利用制限	利用終了時間 21:00 対外試合・交流会 不可 (※1) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)
指定管理施設 ※施設ごとの使用制限については指定管理者に従う	人数制限	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可
	利用制限	利用終了時間 21:00 対外試合・交流会 不可 (※1) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)
学校体育施設	人数制限	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可
	利用制限	利用終了時間 21:00 対外試合・交流会 不可 (※1) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 可 (※3) 市民ご限り使用可 (※2)

(※1) (※2) ただし、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されている地域を除く

(※3) ただし、新規の対外試合・交流会は使用不可(公式試合は除く)

体育施設一覧

区分	施 設 名
屋内	五町社会体育施設
	那比社会体育施設
	西和良社会体育施設
	大和神路体育館
	大和上栗巣体育館
	大和東弥体育館
	大和大間見体育館
	白鳥体育館
	白鳥格技場
	為真農村トレーニングセンター
	郡上市合併記念公園白鳥第2体育館
	牛道地区第1体育館
	牛道地区第2体育館
	北濃地区第2体育館
	高鷲上野ふれあい体育館
	高鷲西洞体育館
	美並総合体育館
	美並南部体育館
	美並健康増進センター
	明宝スポーツセンター
	明宝土間付体育館

区分	施 設 名
屋外	郡上八幡総合運動場
	郡上八幡小那比山村広場
	郡上八幡テニスコート
	那比社会体育施設 グラウンド
	五町社会体育施設 グラウンド
	西和良社会体育施設 グラウンド
	古今伝授の里運動公園
	高鷲西洞運動広場
	高鷲上野運動広場
	高鷲切立運動広場
	まん真ん中広場
	美並南部グラウンド
	明宝スポーツセンター 広場
	和良総合グラウンド
	和良安郷野グラウンド
	市民総合運動広場（合併記念公園内）
	市民球場（合併記念公園内）
	市民第1テニスコート（合併記念公園内）
	郡上市相撲場（合併記念公園内）
指定管理施設	郡上市総合スポーツセンター
	やまと総合センター
	高鷲吹高原スポーツ広場
学校	全ての学校体育施設